

第 6 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年4月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 44 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年3月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第31条の3第1項中「第4項」を「第5項」に、「に基づく」を「による」に、「あわせて」を「併せて」に、「第45条の2」を「第45条の2第1項から第5項まで」に改め、同条第2項中「本条」を「この条」に、「本節」を「この節」に、「前項の県民税に関する」を「法第45条の2第1項から第4項までの規定による」に改め、同条第3項中「同項」を「同条第1項から第4項まで」に改める。

第38条中「、及び」を「、又は同条第46項に規定する方法により県央広域本部長に申告し、及び」に改める。

第39条第1項第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、同号イ中「第72条の24の7第5項各号」を「第72条の24の7第6項各号」に改め、同項第2号中「電気供給業」の次に「（次号に掲げる事業を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして省令第3条の14第1項に規定するものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして省令第3条の14第2項に規定するものを含む。以下この節において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

イ 第1号イに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第40条第1項中「事業の」を「事業税の」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額

(2) 資本割 各事業年度の資本金等の額

(3) 所得割 各事業年度の所得

(4) 収入割 各事業年度の収入金額

第40条第4項中「第1項第1号ア」を「第1項第1号」に、「同号イ」を「同項第2号」に、「同号ウ」を「同項第3号」に、「同項第2号」を「同項第4号」に改める。

第41条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「電気供給業」の次に「(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第39条第1項第3号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

(2) 第39条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

第43条第1項中「所得割( )」を「所得割等( )」に、「掲げる法人にあっては、」を「掲げる法人の」に、「とする」を「又は同号イに掲げる法人の所得割をいう」に、「収入割」を「収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)」に改め、同項第1号ただし書中「第14項」を「第16項」に改める。

第66条の2第1項中「第74条の6第2項」を「第74条の6第3項」に改める。

第69条第1項中「又は第75条の3」を「、第75条の3又は附則第12条の2」に改める。

第100条の3第1項第1号ア(イ)及びイ(イ)並びに第2号ア(イ)及びイ(イ)、第2項第1号イ(イ)及び第2号イ(イ)並びに第4項の表中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第6条の3中「同条第3項第2号」を「同条第4項第2号」に改める。

附則第6条の7及び第7条中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第8条の3を次のように改める。

(ゴルフ場利用税の非課税に係る申出)

第8条の3 第67条の2の規定は、ゴルフ場の利用について法附則第12条の2の規定の適用を受けようとする者について準用する。

附則第9条第2項第4号及び第5号並びに第3項各号中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第19条第3項中「第2項第3号」を「第2項第4号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の熊本県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。